



目 次

告 示	ページ
◎野生動植物保護区の指定 (環境共生課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	1
○政治団体異動の届出	1
○政治団体解散の届出	1

告 示

高知県告示第534号

高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づく野生動植物保護区の指定をするので、同条第7項の規定により告示する。

平成21年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 野生動植物保護区の名称
入田地区マイヅルテンナンショウ生育地保護区
- 野生動植物保護区として指定をする区域
四万十市入田地区の河川敷の一部(四万十川右岸の10k/600から10k/800まで付近の河川敷)
- 野生動植物保護区としての指定に係る県指定希少野生動植物の種名
サトイモ科マイヅルテンナンショウ
- 野生動植物保護区として指定をする区域の保護指針
(1) マイヅルテンナンショウ(以下「本種」という。)の個体の生育のために確保すべき条件
四万十市入田の河川敷は、本種の県下最大の自生地であり、極めて重要な区域である。本種の良好な生育のためには、本種と一体的に生育している他の植物及び植生とともに、その生育環境条件の適切な管理を実施していくことが必要である。
(2) 生育のための環境管理の指針
ア 工作物の設置の制限
野生動植物保護区としての指定をする区域(以下「本区域」という。)の維持又は管理、野生動植物の調査その他本種の保護に支障のないものを除き、工作物の設置は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、条例に基づき取り扱うものとする。

イ 土地(水底を含む。)の形質の変更の制限
本区域の現状の地形の維持を図るため、野生動植物の調査その他本種の保護に支障のないものを除き、土地(水底を含む。)の形質の変更は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、条例に基づき取り扱うものとする。

ウ 鉱物の採掘又は土石の採取の制限
本区域の現状の地形の維持を図るため、本種の保護に支障のないものを除き、鉱物の採掘又は土石の採取は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、条例に基づき取り扱うものとする。

エ 河川等の水位又は水量の変更の制限
本種の生育条件の維持のために必要なものを除き、河川等の水位又は水量の変更は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、条例に基づき取り扱うものとする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大石ひろあき後援会	若藤 敏久	大石 澄恵	吾川郡仁淀川町川口243-1	平21・7・2
冲洋明後援会	杉本 武重	森澤 明彦	幡多郡三原村来栖野496-5	平21・7・2

高知県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	戸田健彦後援会	異動なし	中平 岩男	異動なし	平21・7・7
異動後			白石 峰雄		
異動前	依光みよこ後援会	中溝 勝彦	異動なし	異動なし	平21・7・27
異動後			依光 正隆		
異動前	松本憲治後援会	異動なし	山崎 静香	異動なし	平21・7・31
異動後			松本 敏子		

高知県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成21年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
日本青年盟友抗議団政治結社義侠心會	高知市本宮町7	前田 光夫	解散	平21・7・1
森田幹夫育てる会	須崎市浦ノ内東分137	宗光 恵	解散	平21・7・3

戸田健彦 後援会	高岡郡四万十町 仁井田1198-1	戸田 秋則	解散	平21・ 7・7
こだまひ ろがるネ ットワー ク	長岡郡大豊町葛 原203-1	橋本 大二 郎	解散	平21・ 7・10